

# きりん教室 ふくしまにおける高潮時等の避難確保計画

## 第1節 総則

### 1 目的

第1条 きりん教室 ふくしま高潮時等避難確保計画は、水防法の規定に基づき、きりん教室 ふくしまにおける高潮等の被害から利用者及び職員等の生命、身体及び財産を保護するため、高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

### 2 避難確保計画の適用範囲

第2条 この避難確保計画は、きりん教室 ふくしまの職員及び利用者など、利用する全ての者に適応する。

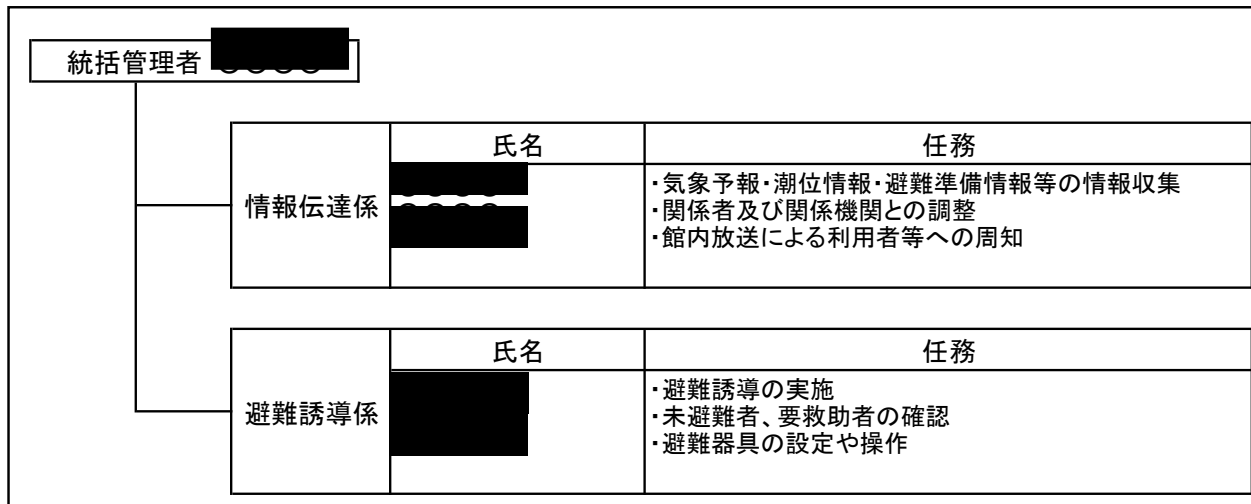
### 3 立地環境

きりん教室 ふくしまは高潮浸水想定区域内(1.0メートル～5.0メートル未満)に位置している。

## 第2節 自衛水防組織

### 1 自衛水防組織と役割分担

第3条 きりん教室 ふくしまの自衛水防組織として、管理者を統括管理者とし、次の任務分担により、組織活動を実施する。



### 2 自衛水防組織員の防災教育及び訓練

第4条 自衛水防組織の班員に対しては、新規採用時や異動等の新任時において、防災に係る研修を受けさせるとともに、年1回以上、自衛水防組織を活用した避難訓練を実施する。

## 第3節 防災体制

### 1 高潮時の防災体制

第5条 高潮時においては、次の防災体制をとるものとする。

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制 (レベル2)	以下のいずれかに該当する場合 ・高潮注意報発表	・気象・潮位情報等の情報収集 ・統括管理者への情報の報告	・情報伝達係
	以下のいずれかに該当する場合	・気象情報等の情報収集	・情報伝達係

警戒体制 (レベル 3)	・避難準備・高齢者等避難準備開始の発令	・使用する資機材の準備 ・保護者への連絡 ・周辺住民への事前協力依頼 ・避難誘導開始(要配慮者)	・避難誘導係 ・情報伝達係 ・情報伝達係 ・避難誘導係
非常体制 (レベル 4)	以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 ・暴風警報及び高潮警報発表 ・高潮特別警報発表 ・紀伊水道西沿岸高潮氾濫危険情報発表	・全体の避難誘導	・避難誘導係 ・全職員で対応

## 2 情報収集及び伝達

第6条 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット 徳島気象台ホームページ( <a href="http://www.jma-net.go.jp/tokushima/">http://www.jma-net.go.jp/tokushima/</a> )
高潮情報	テレビ、ラジオ、インターネット(徳島県高潮防災情報)
避難準備・高齢者等避難開始、 避難勧告、避難指示(緊急)	テレビ、ラジオ、インターネット、緊急速報メール

第7条 情報の伝達については、情報伝達係が主として次の事項に定める伝達等を実施する。

- 2 情報については、自衛水防組織統括管理者に連絡するとともに、施設の緊急連絡網などを活用し、施設内関係者情報共有を行う
- 3 警戒体制の際、避難準備・高齢者等避難開始が発出され、避難を開始する際には、「利用児一覧表(保護者緊急連絡先)」に基づき、コーポ山本に避難する旨を連絡する。また、徳島市危機管理課(防災部局)へも連絡する。
- 4 避難完了後、徳島市危機管理課(防災部局)へ完了した旨を連絡する。また、避難箇所周辺の状況を確認し、保護者への引き渡しが可能と判断される場合には、「利用児一覧表(保護者緊急連絡先)」に基づき、引き渡しを行う旨を連絡する。

## 第4節 避難誘導等

### 1 避難誘導

第8条 避難場所については、徳島市新南福島 コーポ山本とする。

第9条 周辺の浸水の状況や利用者の健康状況、水位の急激な上昇等について情報収集を行い、上記避難箇所への避難が困難な場合には、本教室2階に避難を行う。

第10条 避難箇所への順路については、あらかじめ別途定めておくこととし、施設内に掲示し情報の共

有を図る

第11条 避難箇所への避難については、原則歩行とし、避難誘導に際しては、拡声器を使用、誘導員を配備する。車による移動を行う場合は、市町村(防災担当部局)と経路等について確認の上、実施する。

## 2 避難の確保を図るための設備等の配備

第12条 情報収集・伝達及び避難誘導に使用する設備等については、次の通りとする。なお、これら資機材については、日頃からその維持管理に努める。

収集する情報	収集方法
情報収集・伝達	ラジオ、インターネット、携帯電話、懐中電灯
避難誘導	名簿(職員・利用者)、携帯電話、懐中電灯、拡声器、一時避難のための食料・水、防寒着、雨具、救命胴衣、ボート

,

カ





